

第81回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

ごあいさつ	1
第81回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	27
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

開催日時

2022年6月25日（土曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

千葉県船橋市本町2-9-3
セミナーハウス
クロス・ウェーブ船橋1階 講堂

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

議決権行使について

書面（郵送）またはインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月24日（金曜日）午後5時30分まで

株主の皆様へ



代表取締役社長執行役員
石井 智康

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第81回の株主総会招集ご通知をお届けいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方にお悔み申し上げるとともに、罹患された方、現在も体調を崩されている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、「真（ほんとう）に美味しいものをつくる～身体にも心にも未来にも」を企業理念に掲げ、地域のニーズに寄り添った地域食材のプロデュースや生産者・お客様がともに喜ぶ新しい持続可能なビジネスモデルに取り組んでおります。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に加え、環境問題、原材料原油価格の高騰などにより日々の暮らしや企業活動に大きな影響を及ぼしました。その時代の社会や技術、自然環境によって、おいしさをどのようにつくるかは変わってきます。様々な制約がある中でも次の未来につながるおいしさを〈創る〉ことに、私たちはチャレンジし続けます。

今年度もステークホルダーの皆様と共に、次の未来につながるおいしさ創りにチャレンジし続けていく所存でございます。

第81期における取り組みにつきましては、本招集ご通知50頁の「第81期 TOPICS」をご高覧ください。

株主の皆様には、引き続き、厚いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご来場自粛のお願い

株主様との対話の機会として株主総会にご出席していただけるよう調整してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。

特に、以下に該当する方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。

- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方
- ・妊娠されている方
- ・体調のすぐれない方

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使もできますので、強くご推奨申し上げます。

また事前質問フォームもございますので、ご質問を希望される方は5頁3.事前質問の方法及び取扱いの手順でご質問をお願いいたします。

なお本定時株主総会の日時・会場その他運営に関する事項に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト株主情報ページ

「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

以上、ご理解・ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目7番17号
石井食品株式会社
代表取締役社長執行役員 石井 智康

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに、次頁のご案内にしたがって議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会の様子をご覧いただけるよう、本株主総会の模様をライブ配信いたします。詳しくは本招集ご通知の5頁をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
（開始時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 千葉県船橋市本町2-9-3
セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋1階 講堂
（末尾記載の『第81回定時株主総会会場ご案内図』をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

- ◎新型コロナウイルス感染症対策として混雑緩和のため、第2・第3会場等をご案内させていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性があり、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎議決権を行使することができる株主様以外の方は株主総会会場にご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）。
- ◎本定時株主総会の日時・会場その他運営に関する事項に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月25日(土曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月24日(金曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月24日(金曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、書面(郵送)またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」及び「連結株主資本等変動計算書」並びに「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

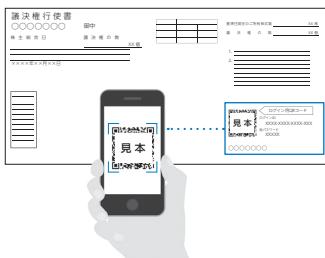
当社ウェブサイト
<https://www.ishiifood.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

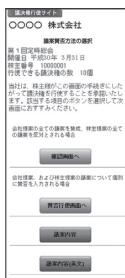
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

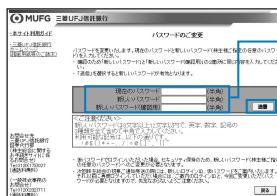
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9：00～午後9：00)

株主総会ライブ配信のご案内

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。株主の皆様の安全確保と感染拡大防止のため以下のとおりライブ配信を行います。できるだけ会場へのご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のご協力をお願い申し上げます。

1. 配信日時 2022年6月25日（土）午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは午前10時の開設予定です。

2. 当日の視聴方法

以下URLよりアクセスをお願いいたします。

URL：https://www.bridge-salon.jp/streaming/movie/2894_20220625.html

〈ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項〉

- ・株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は、書面（郵送）またはインターネットにてお願いいたします。
- ・ライブ配信ではご質問をお受けすることはできません。ご質問を希望される場合は（3.事前質問の方法及びその取扱い）の手順で事前をお願いいたします。
- ・ご使用の機器及びインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、個人のご負担となります。

3. 事前質問の方法及びその取扱い

ご質問を希望される方は、2022年6月20日（月）午前9:00までに次の手順でご質問を行っていただきますようお願いいたします。

- ① <https://forms.gle/3rT7cghNYLNxoVhM6>もしくは下記QRコードにアクセスする。



- ② ご質問のカテゴリー、ご質問内容を記入し送信をクリックする。

※ご質問は、1問につき250文字までとさせていただきます。

※ご質問が多数の場合は、すべてのご質問に回答できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

※当日取りあげられなかったご質問に対する回答は、後日当社ウェブサイト株主情報ページ

「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて公開することを予定しております。

〈同時中継終了後の視聴について〉

株主総会終了後1週間後を目途に、当社ウェブサイト株主情報ページ

「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて株主総会での事業報告等の模様を配信いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的視点から再投資のための内部資金の確保と株主満足の両方を実現させ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の連結業績及び今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円00銭といたします。
なお、この場合の配当総額は50,631,012円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は所定の期日経過後に削除するものといたします。

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条第1項に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年6月22日に開催された当社第78回定時株主総会においてご承認いただきました当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「大規模買付ルール」といいます。)が、2022年6月開催予定の当社第81回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となるこ

とから、その後の社会・経済情勢の変化等諸々の動向を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、2022年5月13日開催の当社取締役会において、第81回定時株主総会において株主の皆様の議決権の過半数によるご承認が得られることを条件に、現在の大規模買付ルールを継続することを決定いたしました。

なお、本大規模買付ルールの継続にあたっては、近時の買収防衛策に関する事例及び裁判例等を踏まえ、大規模買付ルールの内容について全般的に見直しを行っております。

また、本大規模買付ルールの継続につきましては、上記取締役会において、社外取締役2名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役3名全員から異議のない旨の意見を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上を目的とするものであり、その内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案(買収提案)が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、下記Ⅲ. 記載のとおり、大規模買付行為が行われる場合に大規模買付者が遵守すべき一定のルール(以下、「本プラン」といいます。)を設定することとしました。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質保証番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。

当社は、これからも独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「真（ほんとう）においしいものをつくる～身体にも心にも未来にも～」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役4名のうち2名を社外取締役として選任しており、迅速な意思決定が図れる体制であり、規模としても適正であると判断しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しており、それぞれ専門分野に精通した社外監査役3名は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を採ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み(本プランの内容)

1. 本プラン導入の必要性

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前にも増して、当社の卓越した技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大規模買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、I. に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており(親族・役員等で約27%(2022年3月31日時点))、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。

しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。さらに、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定

めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考えたことから、本プランを導入・継続し、その内容を開示することとしております。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付行為の具体的な提案はなされておられません。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には大規模買付行為を行おうとする者に対して当社が対抗措置をとる可能性があることを明らかにしこれらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

なお、本プランは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、本プランは適用されます。

3. 本プランの対象

本プランの対象となる者は、自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付その他の取得行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為、またはこれらに類似する行為(注4) (これらの提案(第三者に対して大規模買付等を勧誘する行為を含みます。))を含み、いずれについても当社取締役会が同意したものを除き、このような行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を含みます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等を含みます。)の

買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとしします。)、または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付け者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付け者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：株券等の買付または取得行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社株券等の買付または取得をしようとする者またはその共同保有者もしくは特別関係者(以下、本注4において「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(*1)を樹立するあらゆる行為(*2)であって、(b)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計が20%以上となるような行為を含むものとしします。

*1：「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

- *2： 本注4所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとし、なお、当社取締役会は、本注4所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

4. 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。その項目は以下のとおりです(ただし、下記項目に限られるものではありません。)。なお、当社は、必要に応じて、大規模買付者に対し本情報の提供に期限を設定することがあります。

- ① 大規模買付者及び特定株主グループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。また、大規模買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員についてこれに準じた情報を含むことがあります。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及びその内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付者及び特定株主グループによる当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑥ 大規模買付者及び特定株主グループに対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要
- ⑦ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社利害関係者(ステークホルダー)に関する処遇等の方針
- ⑧ 当社の他の株主との利益相反を回避する具体的方策
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、別途当社の定める書式により、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を含む書面(大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、以下「意向表明書」といいます。)を日本語でご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情

報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。なお、当社は、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供に期限を設定することがあります。

5. 取締役会による評価等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として、その大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、①60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合)、または②90日間(その他の大規模買付行為の場合)を設定します。なお、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了し、取締役会評価期間が開始された時点で速やかに当該事実につき開示を行います。

ただし、上記①②いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、期間を、30日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家(弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとなります。当社取締役会は、これらの検討等を通じて大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間において、特別委員会に本情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に本情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応等について勧告を行います。

6. 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動に関する決議を行い、その内容を公表します。

また、当社取締役会は、(i)特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)当社取締役会が、大規模買付行為に対して、対抗措置の発動を実施すべきと考える場合であって、取締役の善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主意思確認のための株主総会

(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案等を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合もあります。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

7. 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、大規模買付ルールに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付行為は、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議(株主意思確認総会が開催される場合は、当該株主意思確認総会後の取締役会における決議とします。)がなされた後のみ開始されるものとします。

8. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合(大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、大規模買付ルールが遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社株主共同の利益保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律(対抗措置時の施行後法令を含みます。)及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、割り当てる新株予約権には、大規模買付者及びその一定の関係者は新株予約権を行使することができない旨の行使条件、大規模買付者及びその一定の関係者以外の株主からその保有する新株予約権を当社株式を対価として取得することができる旨の取得条項等が付されることとなります。かかる新株予約権無償割当ての概要は、別紙1「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合であると当社取締役会が判断し

たときには、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、上記(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための対抗措置を発動することがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合に該当するものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと)を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画及び大規模買付の後の当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な大規模買付行為である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等との関係や当社の技術力・ブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ⑧ いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為が行われる場合

(3) 対抗措置発動の停止について

上記(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を停止できるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、速やかに情報開示を行います。

9. 特別委員会の設置、諮問手続等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準じる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、対抗措置をとることを判断する場合、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、対抗措置の発動が適当か否かを諮問します。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、当社の費用で、当社経営陣から独立した外部専門家の助言を受けたり、当社の取締役、監査役、従業員等から必要な情報についての説明を求めたりしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かについて勧告を行います。当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かに関して決議を行います。

なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、上記5. に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料（ご参考2）のとおりです。

10. 株主・投資者に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資者に与える影響等

本プランの導入・継続の時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんが、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、上記8. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者の皆様にご与える影響等

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様(大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株

数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記8.(3)に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

11. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2025年6月開催予定の第84回定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします(ただし、軽微な変更の場合を除きます。)

12. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記2. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を

行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、本プランを事前に開示し、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。また本プランは、上記11.に記載した通り、その有効期限は本定時株主総会終結時までであり、その後の継続については本定時株主総会でご承認を条件としており、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

(別紙1)

新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです(かかる新株予約権無償割当てにおいて割り当てる新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。)

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。))において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。))における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。))に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。))は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。))とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者²、(IV)特定大量買

付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者³(以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

¹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

² 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの⁴を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

⁴ 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、(x)大規模買付者が本新株予約権無償割当て決議後に大規模買付行為を中止もしくは撤回または爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、大規模買付者その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

以上

(ご参考1)

特別委員会規程の概要

1. (特別委員会の設置)

特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

2. (特別委員会委員の選任)

特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役、③経験豊富な企業経営者、④弁護士、⑤公認会計士、⑥税理士、⑦学識経験者、⑧前記①から⑦に準じる者、のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。また、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3. (特別委員会委員の任期)

特別委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該特別委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. (特別委員会の招集)

特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。

5. (決議要件)

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. (決議事項及び責任)

(1) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

① 大規模買付ルールの遵守の有無

② 大規模買付ルールに係る対抗措置の発動の是非(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。)

- ③ その他本プランに関連して、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役が特別委員会に諮問する事項
- (2) 各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
7. (取締役等からの意見聴取)
特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
8. (専門家からの助言)
特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

(ご参考2)

特別委員会委員の氏名及び略歴 (2022年5月13日現在)

現在の委員の略歴

松山 元

1966年9月生

1996年3月 公認会計士登録

2001年1月 松山公認会計士事務所開設 (現職)

2008年1月 MAO合同会社代表社員就任 (現職)

2008年6月 当社監査役就任 (現職)

2014年3月 株式会社タンガロイ社外監査役就任 (現職)

2015年6月 株式会社エヌアイデイ社外監査役就任 (現職)

※上記松山元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

石井 和男

1948年1月生

1988年4月 弁護士登録

1997年4月 石井和男法律事務所 (現石井・岡村法律事務所) 設立 (現職)

2015年6月 当社監査役就任

2016年6月 同取締役就任 (現職)

※上記石井和男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

知識 賢治

1963年1月生

1998年4月 株式会社リサーチ代表取締役就任

2004年5月 株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者 (COO) 就任

2006年1月 同社代表取締役社長執行役員就任

2010年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長就任

2015年10月 日本交通株式会社代表取締役社長就任

2018年11月 株式会社SHIFT社外取締役 (監査等委員) 就任 (現職)

2020年6月 当社社外取締役就任 (現職)

2021年6月 株式会社オンワードホールディングス 社外取締役就任 (現職)

2021年6月 株式会社ソラスト 社外取締役就任 (現職)

※上記知識賢治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(ご参考3)

当社株式の状況(2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 65,000,000株
2. 発行済株式の総数 18,392,000株
3. 株主数 8,050名
4. 大株主(上位10名)

株主名	当社株式の保有状況	
	持株数	保有比率(%)
有限会社ケイアンドアイ	2,128,500	11.57
石井食品株式会社	1,514,996	8.23
石井智康	914,895	4.97
株式会社千葉銀行	842,000	4.57
株式会社榎本武平商店	653,000	3.55
石井達雄	412,934	2.24
株式会社十文字チキンカンパニー	412,200	2.24
損害保険ジャパン株式会社	350,000	1.90
石井健太郎	304,637	1.65
ユアサ・フナシヨク株式会社	214,674	1.16

※保有比率は、持株数を発行済株式の総数で除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1 当連結会計年度の事業の状況

1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、新たな変異株の出現により感染者数が急増し、緊急事態宣言の再発出ならびに、まん延防止等重点措置が適用されるなど先行き不透明な状況が続きました。

食品業界においても、コロナ禍におけるお客様の食に関するライフスタイルの変容及び消費行動の変化に加え、菜種油等原材料価格や燃料費が下期にかけて急激に上昇するなど、ますます厳しい経営環境となりました。

このような環境のもと、当社は定番商品の育成及び地域食材の活用による食肉加工品等の価値の最大化に注力してまいりました。

当期は、新型コロナウイルス感染症の影響による一斉休校や学校行事の中止等で減退していたお弁当商材の需要回復、消費行動の変化に合わせた効率的な営業活動等により、主力商品であるミートボール、とりそばの売上高が増加いたしました。また、リニューアルした「茨城筑西の館玉ねぎを使ったハンバーグデミグラスソース」や西日本地域の食材を使用した「京都亀岡の九条ねぎを使ったハンバーグ和風しょうゆ」、「滋賀東近江のキャベツを使ったハンバーグ甘辛みそソース」等の地域と旬のハンバーグシリーズの売上高も堅調に推移いたしました。

そのほか、「今年採れた京都京丹波の栗 栗ごはんの素 2合用」をはじめとした栗ごはんの素がご好評をいただき、惣菜の売上高も増加いたしました。正月料理につきましては、前年同期は製造現場における3密状況の回避のためお重おせちの減産を行いました。当期は生産体制を再構築し、コロナ禍による外出の自粛や年末年始の帰省控えに対応した個食タイプのお重おせち等の販売により、売上高が増加いたしました。

また、菜種油等原材料の価格高騰を中心とした製造コストの急激な上昇に対応すべく、一部お取引様への出荷価格改定の実施や、包装材料の規格統一等コスト低減の活動や管理にも取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比5億24百万円増の88億31百万円となり、売上総利益は前期比2億85百万円増の28億49百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比24百万円増の27億71百万円となり、78百万円の営業利益（前期は1億82百万円の損失）となりました。

これに営業外収益42百万円、営業外費用20百万円を加減した結果、1億円の経常利益（前期は1億63百万円の損失）となり、特別損失に固定資産処分損1百万円、減損損失14百万円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は84百万円（前期は7億95百万円の損失）となりました。これに法人税等合計68百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は16百万円（前期は7億98百万円の損失）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

製品別及びチャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

製 品 別 売 上 高	前連結会計年度 (2020.4.1~2021.3.31)		当連結会計年度 (2021.4.1~2022.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
食肉加工品 (ハンバーグ・ミートボール他)	7,087,653	85.3	7,328,333	83.0	240,680	103.4
惣 菜	593,838	7.1	644,610	7.3	50,771	108.5
正 月 料 理	228,771	2.8	296,537	3.3	67,765	129.6
地 域 商 品	170,942	2.1	288,396	3.3	117,453	168.7
非 常 食	142,402	1.7	193,209	2.2	50,806	135.7
配慮食 (食物アレルギー・減塩他)	35,549	0.4	36,129	0.4	580	101.6
そ の 他	47,866	0.6	44,256	0.5	△3,610	92.5
合 計	8,307,026	100.0	8,831,472	100.0	524,446	106.3

(単位：千円)

チャネル別売上高	前連結会計年度 (2020.4.1~2021.3.31)		当連結会計年度 (2021.4.1~2022.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
量販店 (スーパーマーケット他)	7,093,020	85.4	7,373,018	83.5	279,997	103.9
質販店 (百貨店他) ・生協	861,252	10.3	1,030,663	11.7	169,411	119.7
飲食店 ・ 宅配 ・ 官公庁	205,470	2.5	228,970	2.6	23,500	111.4
直 販	147,283	1.8	198,820	2.2	51,537	135.0
合 計	8,307,026	100.0	8,831,472	100.0	524,446	106.3

食肉加工品は、特に4月から5月において緊急事態宣言に伴う一斉休校や学校行事の中止等で減退していたお弁当商材の需要が回復いたしました。また、2月から3月にかけてお弁当づくり応援企画として「春のお弁当まつりキャンペーン」を行い、「はじめてのおべんとクンセット」を期間限定で発売しました。その他、内食需要の変化にあわせた売り場提案等、営業活動のPDCAにも注力してまいりました。その結果、売上高は前期比で3.4%増加いたしました。

惣菜は、長引くコロナ禍における外出機会の減少に伴う内食需要を背景に、素材本来の風味を生かした地域の栗ごはんの素シリーズの新たな販路開拓やリピーターへの訴求を積極的に行った結果、売上高が増加しました。また、ごぼうサラダやませご飯の素の売上高も増加し、結果として惣菜の売上高は前期比で8.5%増加いたしました。

正月料理は、3密状況回避のために生産体制を再構築した結果、生産高が増加いたしました。また、コロナ禍による外出自粛や年末年始の帰省控えに対応した個食タイプのお重おせち「迎春小箱」等の販売もいたしました。その結果、売上高は前期比で29.6%増加いたしました。

地域商品は、生産者と協議を重ね、農作物の旬の時期や特長を生かした製品開発やリニューアル等の取り組みがより深化しました。その結果、取り組み地域や取り扱い商品も増加し、売上高は前期比で68.7%増加いたしました。

非常食は、コロナ軽症者の自宅待機向けの療養食として「常温保存チキンハンバーグ」、「常温保存ミートボール」の売上高が増加しました。結果として、非常食の売上高は前期比で35.7%増加いたしました。

2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は3億29百万円であり、その主なものは八千代工場生産設備の更新及び基幹システムの入替に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

4) 事業の譲渡、その他の状況

該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区 分	第78期 (2019年) (3月期)	第79期 (2020年) (3月期)	第80期 (2021年) (3月期)	第81期 (当連結会計年度) (2022年) (3月期)
売上高 (百万円)	9,694	9,556	8,307	8,831
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3	△117	△163	100
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	9	△162	△798	16
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	0.55	△9.62	△47.29	0.97
総資産 (百万円)	8,364	7,175	6,454	6,035
純資産 (百万円)	3,755	3,461	2,643	2,557

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度（第80期）の売上高の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

3 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金 千円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社 ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	30,000	100	当社製品等の通信販売

4 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1) 地域活性を軸とした持続可能なビジネスモデルへの転換

地域食材と旬の食材を最大限活用し、生産者と生活者を繋げるために、持続可能な調達・製造・販売の在り方の検証及び構築を行います。また新規事業開発を推進できる人材育成を強化いたします。

2) 高騰する原材料及び調達リスクや各種コスト増加への対応

生産者との関係性の中で調達を安定させるとともに、生産者へも安定した利益の提供が出来るように取り組んでまいります。同時に、製造工程の見直しを行い、より省エネルギーでの生産体制を構築し生産性改善と高付加価値化を進めてまいります。

3) オンラインマーケティングへの対応

無添加調理の価値、地域食材の魅力、アレルギー問題等、当社が持つ情報をより多くの方に届け、かつ双方向のコミュニケーションを構築する必要があります。そのためのマーケティング体制の強化を実施し、中でもオンラインの販売チャネル強化をいたします。

4) 技術継承、設備老朽化への対応

各工場ともに長期にわたる運用により、働き手の高齢化及び設備の老朽化が進んでおります。人と設備への投資を進め、若手の育成及び技術継承、定年後の継続雇用のサポート、次世代技術への設備投資を行ってまいります。

5) 環境負荷軽減への取り組み

当社グループは、サステナビリティを巡る課題への取り組みを経営における重要課題と捉えております。気候変動や生物多様性の減少など、これらの社会課題の中、認証取得しておりますISO14001の運用等、環境保全への取り組みを進めてまいりました。今後は自然エネルギーへの切り替えや設備投資、生産体制の抜本的改革により環境負荷を抑えた持続可能な生産、新素材を利用した脱プラスチックへの取り組みを積極的に進め、環境負荷を下げるサプライチェーンの構築を行ってまいります。

6) 働き方改革の推進

新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、効率性、創造性を重視した働き方改革を推進いたします。当社グループは各職場において、働き方を多様化、柔軟化し、長期休暇や男性の育児休暇の取得を促進することで人材の確保、雇用の継続だけでなく、社員が働き甲斐を感じる改革を推し進めてまいります。

以上のことを実施していくことにより、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉）及び農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、米等）を原料とした調理済食品の製造販売とこれに付帯する一切の業務を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	当社製品等の通信販売を行っております。

6 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目7番17号
営業所	名古屋（営）、大阪（営）、九州・中四国（営）
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	10名増	42.8歳	15.1年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は209名であり、上記には含まれておりません。

8 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,500,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

II. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | | |
|---|------------|--------------------------------|
| 1 | 発行可能株式総数 | 65,000,000株 |
| 2 | 発行済株式の総数 | 18,392,000株（自己株式1,514,996株を含む） |
| 3 | 単元株式数 | 100株 |
| 4 | 当期末株主数 | 8,050名 |
| 5 | 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
(有) ケ イ ア ン ド ア イ	2,128	12.6
石 井 智 康	914	5.4
(株) 千 葉 銀 行	842	5.0
(株) 榎 本 武 平 商 店	653	3.9
石 井 達 雄	412	2.4
(株) 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	412	2.4
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	350	2.1
石 井 健 太 郎	304	1.8
ユ ア サ ・ フ ナ シ ョ ク (株)	214	1.3
カ ネ ダ (株)	213	1.3

(注) 当社は、自己株式1,514,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

- 6 会社役員に対して交付した当社株式の状況
該当事項はありません。

III. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 執行役員	いし い とも やす 石 井 智 康	(株)ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員
取 締 役 執行役員	く ぼ けい すけ 久 保 啓 介	八千代工場長
取 締 役	いし い かず お 石 井 和 男	石井・岡村法律事務所
取 締 役	ち しき けん じ 知 識 賢 治	(株)SHIFT社外取締役（監査等委員）、(株)オンワードホールディングス社外取締役、(株)ソラスト社外取締役
常 勤 監 査 役	いけ ざき いっ せい 池 崎 一 清	(株)ダイレクトイシイ監査役、合同会社TORIDORI代表
監 査 役	まつ やま はじめ 松 山 元	松山公認会計士事務所、MAO合同会社代表社員、(株)タンガロイ社外監査役、(株)エヌアイデイ社外監査役
監 査 役	むろ い けい こ 室 井 恵 子	税理士法人 Bricks&UK東京事務所代表社員

- (注) 1. 取締役のうち石井和男氏及び知識賢治氏は、社外取締役であります。なお、石井和男氏及び知識賢治氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち池崎一清氏、松山元氏及び室井恵子氏は社外監査役であります。なお、池崎一清氏、松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。
6. 脇田行雄氏は、2021年6月26日をもって、監査役を辞任いたしました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、被保険者である役員、執行役員及び管理職従業員が、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求をなされたことにより被る損害賠償金および争訟費用並びに公的調査に対する対応費用が補填されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			報 酬 等 の 総 額
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	54,568千円 (15,966千円)	－ (－)	－ (－)	54,568千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	18,090千円 (15,363千円)	－ (－)	－ (－)	18,090千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は6名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は5名であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- 1) 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社の会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、2021年2月26日開催の取締役会において決議されました。
 - 2) 決定方針の内容の概要
 - ① 基本方針
当社の会社役員の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域及び責任範囲に応じた適正水準とすることを方針といたします。
 - ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
取締役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し毎月支給とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績も踏まえた原案を代表取締役が作成し、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、取締役会決議により決定いたします。
監査役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し毎月支給とし、常勤、非常勤の別、業務の分担等を勘案して監査役の協議により決定いたします。
 - ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。
 - ④ 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。

- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・人事・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその原案を尊重して決定を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関する職務の概要
取 締 役	石井和男	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、適切なリスク管理において法的知識と優れた見識を活かし、コーポレートガバナンスの強化はもとより、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
取 締 役	知識賢治	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験・見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、複数の企業における企業経営経験からの幅広い知識と優れた見識を活かし、コーポレートガバナンスの強化はもとより、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
監 査 役	池崎一清	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に企業でのM&A・経営コンサルティング業務で培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	松山 元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	室井恵子	当事業年度に開催された取締役会には13回中12回、また、監査役会には12回中11回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1 名称 千葉第一監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,573,717	流動負債	2,828,130
現金及び預金	2,023,414	買掛金	307,090
売掛金	1,270,978	短期借入金	1,700,000
商品及び製品	70,418	リース債務	23,945
仕掛品	12,147	未払費用	564,037
原材料及び貯蔵品	147,738	未払法人税等	33,577
その他	49,020	未払消費税等	35,674
		賞与引当金	82,212
		その他	81,591
固定資産	2,461,623	固定負債	649,780
有形固定資産	1,718,745	リース債務	22,520
建物及び構築物	499,971	退職給付に係る負債	578,379
機械装置及び運搬具	340,159	資産除去債務	22,966
工具器具及び備品	32,901	繰延税金負債	23,257
土地	810,746	その他	2,656
リース資産	34,966	負債合計	3,477,911
無形固定資産	252,132	(純資産の部)	
投資その他の資産	490,744	株主資本	2,636,586
投資有価証券	454,858	資本金	919,600
その他	82,665	資本剰余金	672,801
貸倒引当金	△46,780	利益剰余金	1,354,991
		自己株式	△310,806
		その他の包括利益累計額	△79,156
		その他有価証券評価差額金	54,767
		退職給付に係る調整累計額	△133,923
資産合計	6,035,341	純資産合計	2,557,430
		負債及び純資産合計	6,035,341

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上			8,831,472
売上原価			5,981,722
販売費及び一般管理費			2,849,750
営業利益			2,771,644
営業外収益			78,105
受取利息		15	
受取配当金		10,702	
賃貸料		5,387	
廃油売却益		15,537	
助成金収入		3,793	
雇用促進奨励金		1,836	
その他		5,301	42,573
営業外費用			
支払利息		8,862	
棚卸資産廃棄損		10,023	
その他		1,139	20,025
経常利益			100,653
特別損失			
固定資産処分損失		1,592	
減損損失		14,580	16,172
税金等調整前当期純利益			84,481
法人税、住民税及び事業税		18,483	
法人税等調整額		49,579	68,062
当期純利益			16,418
親会社株主に帰属する当期純利益			16,418

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,563,163	流動負債	2,818,465
現金及び預金	2,016,689	買掛金	307,090
売掛金	1,266,602	短期借入金	1,700,000
商品及び製品	70,418	リース債務	23,945
仕掛品	12,147	未払金	51,832
原材料及び貯蔵品	147,738	未払費用	557,119
その他	49,567	未払法人税等	33,397
固定資産	2,448,926	未払消費税等	35,674
有形固定資産	1,718,745	預り金	25,824
建物	468,524	賞与引当金	80,938
構築物	31,447	その他の	2,642
機械及び装置	340,159	固定負債	515,856
車両運搬具	0	リース債務	22,520
工具器具備品	32,901	退職給付引当金	444,455
土地	810,746	資産除去債務	22,966
リース資産	34,966	繰延税金負債	23,257
無形固定資産	239,458	その他	2,656
投資その他の資産	490,722	負債合計	3,334,321
投資有価証券	454,858	(純資産の部)	
長期貸付金	350,183	株主資本	2,623,000
差入保証金	27,050	資本金	919,600
その他	55,409	資本剰余金	672,801
貸倒引当金	△396,780	資本準備金	672,801
資産合計	6,012,089	利益剰余金	1,341,405
		利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	1,111,505
		固定資産圧縮積立金	105,259
		別途積立金	979,800
		繰越利益剰余金	26,445
		自己株式	△310,806
		評価・換算差額等	54,767
		その他有価証券評価差額金	54,767
		純資産合計	2,677,767
		負債及び純資産合計	6,012,089

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			8,749,292
売上原価			5,980,195
販売費及び一般管理費			2,769,097
営業利益			102,003
受取利息		4,815	
受取配当金		10,702	
貸料		5,987	
廃油売却益		15,537	
助成金収入		3,793	
雇用促進奨励金		1,836	
債務保証損失引当金戻入額		34,000	
その他		8,057	84,729
営業外費用			
支払利息		8,336	
社債利息		142	
棚卸資産廃棄損		10,023	
貸倒引当金繰入額		80,000	
その他		1,139	99,641
経常利益			87,091
特別損失			
固定資産処分損失		1,592	
減損損失		14,580	16,172
税引前当期純利益			70,918
法人税、住民税及び事業税		18,303	
法人税等調整額		49,579	67,882
当期純利益			3,035

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

石井食品株式会社
取締役会 御中千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員 公認会計士 田 中 昌 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 林 広 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石井食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結

計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

石井食品株式会社
取締役会 御中千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員 公認会計士 田 中 昌 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 林 広 隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石井食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤） 池 崎 一 清 ㊟

監査役（社外） 松 山 元 ㊟

監査役（社外） 室 井 恵 子 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

第81期TOPICS

1 関西の旬の食材を使ったハンバーグのラインアップが拡充

「地域と旬」をテーマとした商品シリーズに、新たに関西の食材を使った『京都亀岡の九条ねぎを使ったハンバーグ 和風しょうゆ』と『滋賀東近江のキャベツを使ったハンバーグ 甘辛みそソース』が加わりました。これからも全国各地の旬を生かした商品開発を進めてまいります。



2 『はじめてのおべんとクンセット』を期間限定で発売

春からお弁当作りをはじめの皆様に向けて、イシイのおべんとクンシリーズである『ミートボール』と『とりそぼろ』をセットにし、期間限定で発売。人気のミートボールとセットにすることで、とりそぼろを使ったことがなかった方にも、そのおいしさをご体験いただくことができました。



3 おひとりさま用おせち「迎春小箱」を販売

2022年新春用のおせち料理に、個食タイプの「迎春小箱」が登場。小型の重箱に18品目を丁寧に詰め込み、江戸雑煮のつゆと角餅をセットにしました。1人で食べるときはもちろん、1人前ずつセットして皆で食べたい場合にもおすすめの新しい形の和風おせちとなりました。



4 原材料価格高騰による出荷価格の改定を実施

菜種油をはじめ原材料価格の高騰が続く中、製造過程の見直し等のコスト削減策を進めてきました。しかし企業努力の範囲内ではコスト上昇分の吸収が困難となり、お取引会社のご協力のもと、やむなく2022年2月納品分から一部商品の出荷価格改定を実施いたしました。

5 キャッシュフロー改善プロジェクトにより約8,000万円の経費削減

コスト削減の取り組みとして、2021年に社内横断のキャッシュフロー改善プロジェクトを設置し、各部署から改善施策を持ち寄り、生産性向上や業務効率化などに注力した結果、通期で約8,000万円の削減となりました。本プロジェクト2年目となる2022年は取り組みをさらに強化してまいります。

6 デジタルを活用した業務プロセスの改革を推進

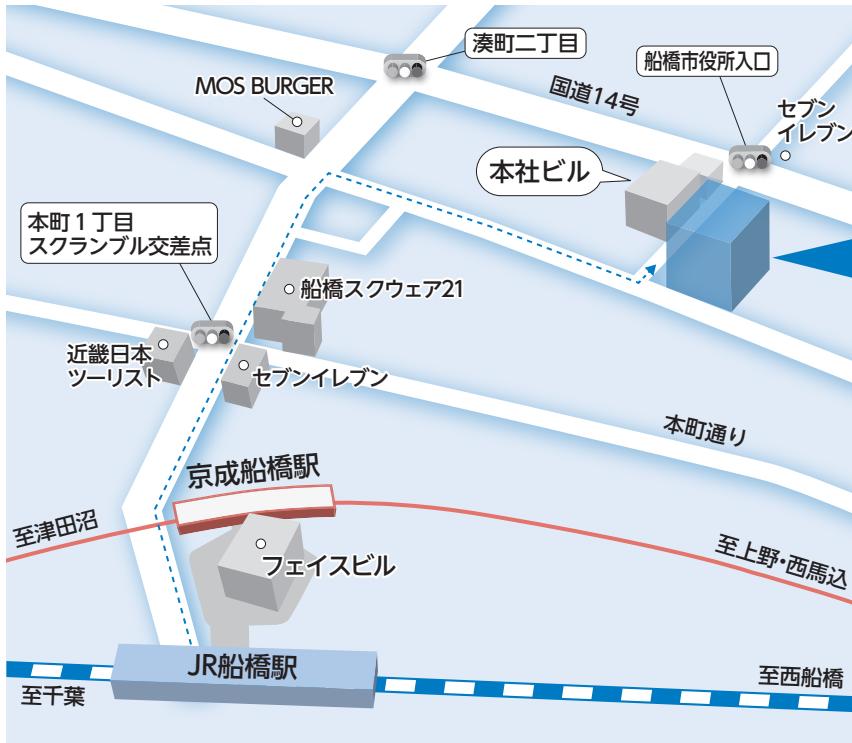
2019年度からITインフラの整備と人材の育成等を開始。社内にテクノロジーチームを設置し、生産から販売までを一元管理する新基幹システムの開発に取り組んでいます。当期は特に生産現場におけるデジタルを活用した製造管理を強化し、業務の標準化・効率化を推進しました。

第81回定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県船橋市本町2-9-3
セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋
電話 047-436-0111

交通の
ご案内

- JR船橋駅 南口徒歩約14分
- 京成船橋駅 東口徒歩約11分



セミナーハウス
クロス・ウェーブ船橋



- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため送迎バスは取り止めさせていただきます。
何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。
- ◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。
- ◎会場内は全館禁煙となっております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

